

6 女性と人権について

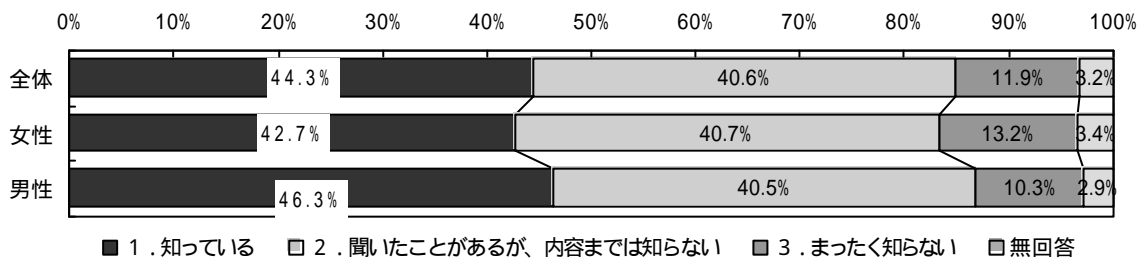
このセクションでは、(1)「女性に対する暴力」(問 14-16)、(2)メディア表現(問 19)、(3)セクシュアル・ハラスメント(問 20)の3点から、「女性と人権」に対する認識を把握し、必要な施策を考えていきます。

< 分 析 >

(1)「女性に対する暴力」

6 - 1 DV 防止法に関する周知度について(問 14)

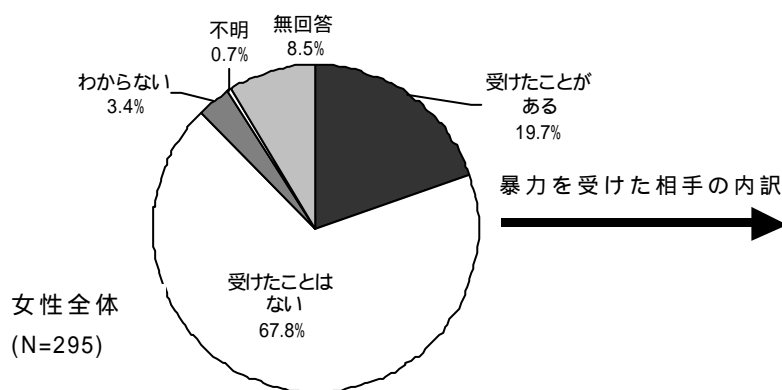
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 [通称DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法] が平成13年4月に制定されましたが、あなたはこの法律をご存じですか。



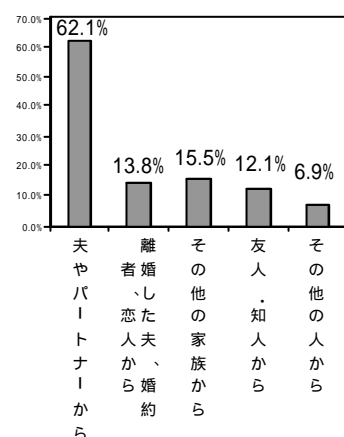
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、DV防止法)」に対する周知度では、「知っている」と回答した男女それぞれの割合は4割を超えています(全体44.3%)。しかしその割合と並行して「聞いたことがあるが、内容までは知らない」と回答した割合も40.6%にのぼり、「まったく知らない」という回答者の割合11.9%と合わせると、半数以上の人たちにはDV防止法について十分に伝わっていないことがわかります。

6 - 2 女性に対する暴力の経験(問 15)

女性に対する暴力の経験



暴力を受けた相手(複数回答)



【女性に対する暴力の経験（年代別）】

(%)

	N	暴力を受けたことがある	暴力を受けた相手の内訳 (全体に対する割合:複数回答)					暴力を受けたことはない	わからない	不明	無回答	
			ら	約者、恋人から	離婚した夫、婚	ら	友人・知人から					その他の人から
			夫やパートナーか			その他の家族か						
女性	295	19.7	12.2	2.7	3.1	2.4	1.4	67.8	3.4	0.7	8.5	
年代別	20代	36	25.0	2.8	5.6	8.3	8.3	2.8	69.4	5.6	0.0	0.0
	30代	44	18.2	6.8	2.3	0.0	6.8	2.3	75.0	4.5	0.0	2.3
	40代	55	14.5	9.1	3.6	1.8	0.0	0.0	76.4	1.8	0.0	7.3
	50代	50	20.0	12.0	2.0	6.0	0.0	2.0	66.0	2.0	4.0	8.0
	60代	58	24.1	22.4	3.4	1.7	1.7	1.7	56.9	6.9	0.0	12.1
	70代	52	17.3	15.4	0.0	1.9	0.0	0.0	65.4	0.0	0.0	17.3

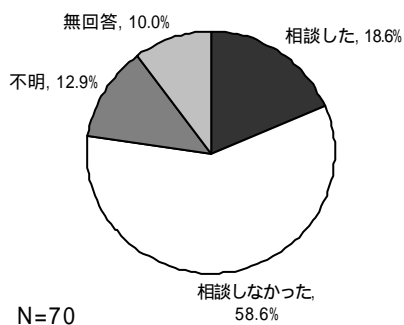
ここでは、女性回答者のみを対象に身体的・精神的・性的暴力に関する経験の有無をたずねたところ、「暴力を受けたことがない」という回答が最も高く 67.8% でした。しかし「暴力を受けたことがある」と回答した人の割合が約 2 割にのぼり、また DV 防止法が適用される 近しい関係にある男性 ((元)夫、(元)パートナー、(元)恋人など婚姻関係もしくはほぼ婚姻関係にある男性) から暴力を受けたことのある経験者は 14.9% と、回答者の約 20 人に 1 人の女性が DV 防止法の対象となる暴力被害者であった / あることとなります。

また、「暴力を受けたことがある」と回答した女性のうちの 7 割以上が、DV 被害者であった / であるという実態が今回の調査で浮き彫りにされました。

DV 被害者を年代別でみると、60 代女性が最も高く 25.8%、ついで 70 代が 15.4%、50 代が 14.0% となっています。また、20 代に関しては、暴力を受けた経験が最も高かった年代であり、その相手(加害者)はさまざまであることがわかります。

6 - 3 暴力を受けたときの相談(問 16)

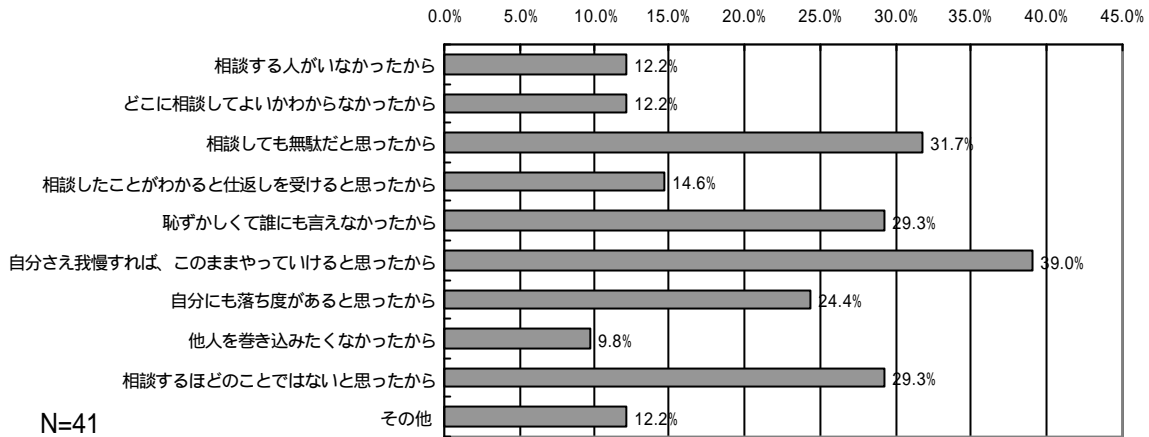
【問 15 で、1 ~ 5 と回答した方におたずねします】
暴力を受けたとき、どなたかに相談しましたか。



次に問 15 でなんらかの「暴力を受けたことがある」と回答した女性に相談経験の有無をたずねたところ、58.6% が「相談をしなかった」と回答し、「相談した(18.6%)」と回答した人の数を大きく上回っていることが明らかになりました。

6 - 4 相談しなかった理由（問 17）

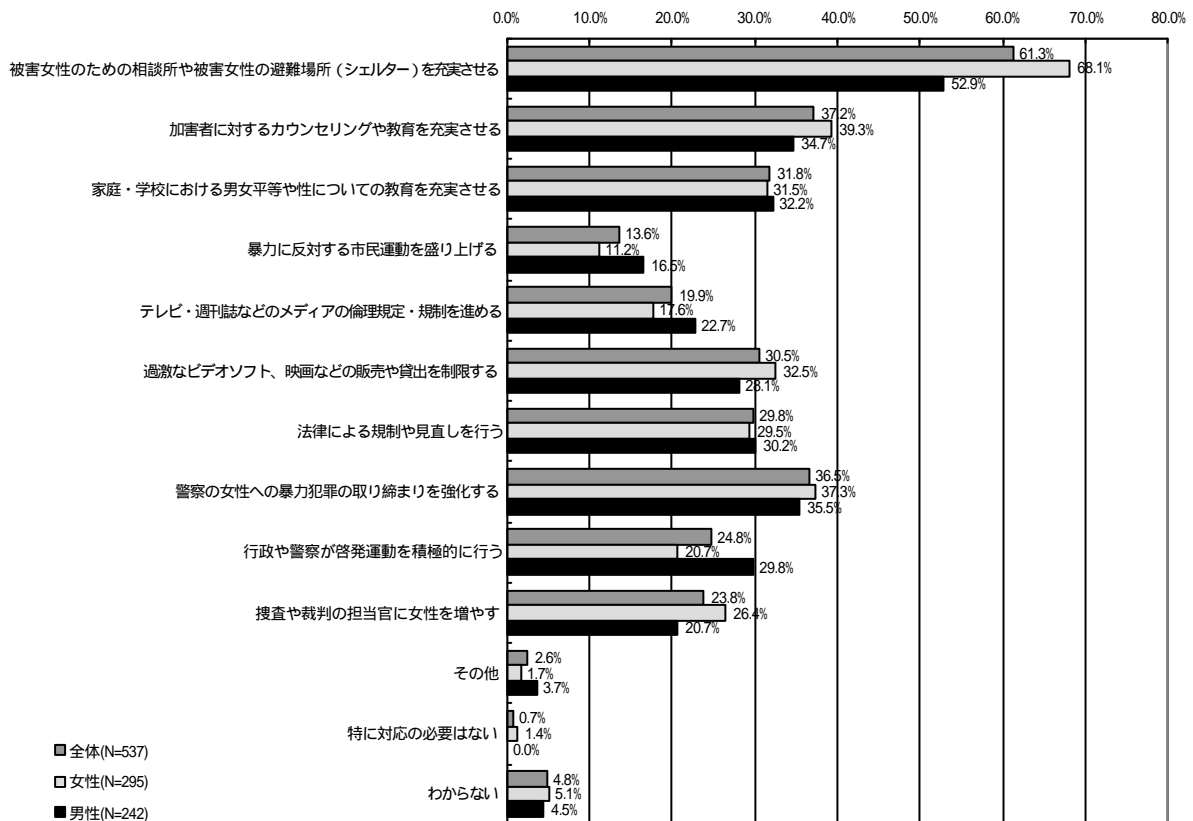
【問16で相談しなかった（できなかった）と回答した方にお訊ねします。】
あなたが相談しなかった（できなかった）のはどのような理由からですか（複数回答）



【問 16】の「相談しなかった（できなかった）」主な理由は、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が 39.0%、「相談しても無駄だと思ったから」が 31.7%、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」と「相談するほどのことではないと思ったから」がともに 29.3%で上位を占めています。

6 - 5 女性に対する暴力をなくすために必要なこと（問 18）

女性に対する暴力」などをなくすために、どのような対策が必要だと思いますか。（複数回答）



全回答者に「女性に対する暴力」をなくすために必要な対策についてのたずねると、「被害女性のための相談所や避難所（シェルター）の充実（61.3%）」を願う声が高く、「加害者に対するカウンセリングや教育を充実させる（37.2%）」、「警察の女性への暴力犯罪の取締りを強化する（36.5%）」「家庭・学校における男女平等や性についての教育を充実させる（31.8%）」が続いています。

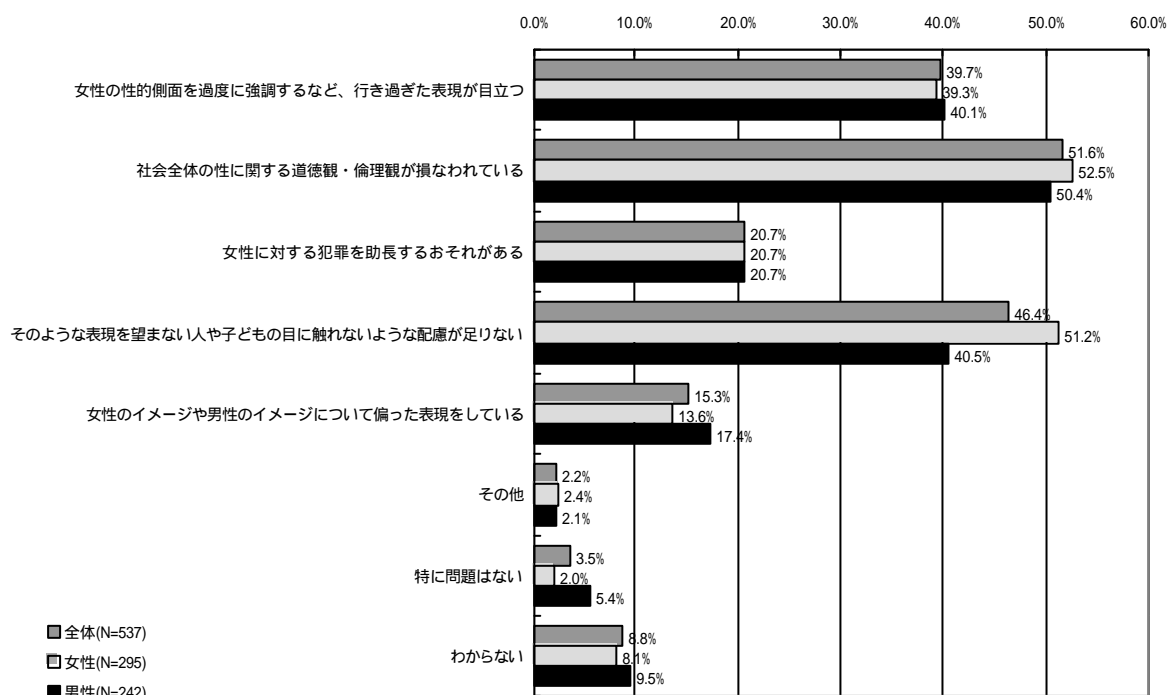
男女別でみると、女性の場合、約7割が「被害女性のための相談所や非難所（シェルター）の充実（68.1%）」が必要であると認識しており、また、「加害者に対するカウンセリングや教育を充実させる（39.3%）」「警察の取締りを強化する（37.3%）」「過激なビデオソフト、映画などの販売や貸し出しを制限する（32.5%）」「捜査や裁判の担当官に女性を増やす（26.4%）」の割合が全体と比べて高いことがわかります。

男性においては「家庭・学校における男女平等や性についての教育を充実させる（32.2%）」「法律による規制や見直しを行う（30.2%）」「行政や警察が啓発運動を積極的に行う（29.8%）」の割合が全体と比べて高いことがわかり、「女性に対する暴力」への対策に関する考えが、女性と男性とでは若干異なっていることが特徴的です。

(2) メディア表現について

6-6 メディアにおける性・暴力表現に対する考え方（問19）

テレビや新聞、雑誌などのメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。（複数回答）



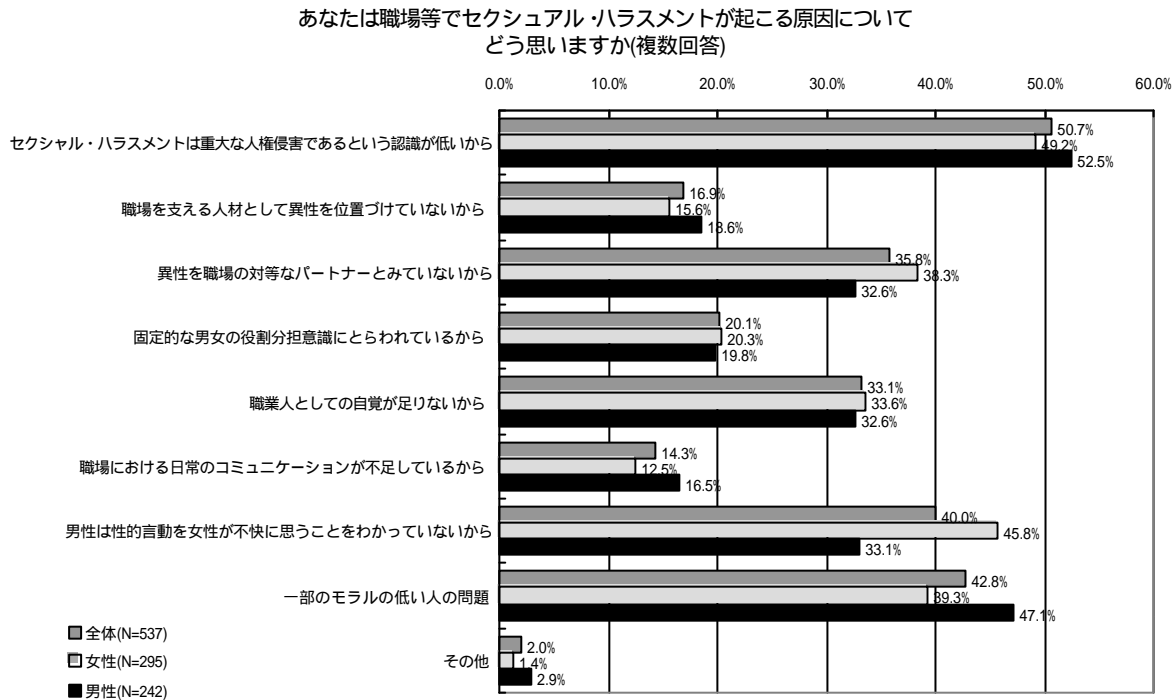
全体で「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」と考えている割合が5割以上（51.6%）で最も高く、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない（46.4%）」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ（39.7%）」と続いています。

男女別で比較してみると、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている（52.5%）」「そのような表現を望まない人や子どもへの配慮（51.2%）」に関

して女性の割合が特に高く、5割を超えていることがわかります。男性では「女性の性的側面を過度に強調するなどの表現（40.1%）」「イメージについて偏った表現（17.4%）」「わからない（9.5%）」「特に問題はない（5.4%）」の割合が全体と比べて高い傾向にあります。

(3) セクシュアル・ハラスメントについて

6-7 セクシュアル・ハラスメントが起こる原因について（問20）



全体では「セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であるという認識が低いから（50.7%）」の割合が最も高く、次いで「一部のモラルの低い人の問題（42.8%）」「男性は性的言動を女性が不快に思うことをわかっていないから（40.0%）」の割合が高くなっています。

男女別にみると、女性では「男性は性的言動を女性が不快に思うことをわかっていないから（45.8%）」「異性を職場の対等なパートナーとみていないから（38.3%）」の割合が全体と比べて特に高いことがわかります。一方、男性においては「重大な人権侵害であるという認識が低い（52.5%）」「一部の人の問題（47.1%）」が特に高いことがわかります。このことからセクシュアル・ハラスメントに対し、女性が「性別」による不平等性を訴える傾向にあるのとは異なり、男性は「一部の人の問題」による人権侵害であるという認識にとどまっているようです。

<まとめ>

今回の調査から、約20人に1人（暴力被害の7割以上）の女性がDVの被害者であった／被害者であるにもかかわらず、DV防止法の認識はそれほど高くないという状況が明らかになりました。このことから「女性に対する暴力」、特にDVに関しては、施設（相談窓口や一時保護が可能な施設など）の充実を図ることによって玉村町でのDV防止の認識がさらに高まっていくものと思われます。

また、問 17 で相談に行かなかった / 行けなかった当事者女性の声から、DV を含めた「女性に対する暴力」は 表面化しづらい問題 があると考えられます（＜参考＞参照）。これらのことをふまえると、物理的に施設の拡充を図ると同時に、DV を含めた「女性に対する暴力」防止に関連する町民対象の講座や、相談窓口担当者・スタッフへの研修等を活発に行っていくことによって、玉村町全体においてその認識と理解が深まっていくものと思われます。

性・暴力に関連するメディア表現に関しては、男性の「わからない」「特に問題はない」という認識が全体より高かったことをふまえると、大量に氾濫している（異性愛）男性を対象とする メディアに日頃から接しているため、男性は女性よりもそういったメディアの問題性に気づけなくさせられている傾向にあることが伺えます。ひんぱんに、しかもさまざまな形でメディアに接することのできる今日、メディアを受けとる側はそれを批判的かつ主体的に読み解き、活用し、創造していく能力（＝メディア・リテラシー）を身につけていく必要があると言われていています。しかし、メディア・リテラシーの重要性の認識が高まっている一方で、その具体的な取り組みに関してはいまだ制度的・組織的にはなされていないというのが現状です。今後、メディア・リテラシーを育てていく取組は、男女共同参画社会づくりとの関連の中で、ますます重要になってくると思われます。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメントが「重大な人権侵害である」との認識が高いにもかかわらず、「一部の人」の問題と解釈されている傾向があることもわかりました。職場等でおこるセクシュアル・ハラスメントは、1999 年の男女雇用機会均等法の改正によって「事業主は、セクシュアル・ハラスメントの防止に必要な配慮をしなければならない（第 21 条）」ことが盛り込まれ、それまで被害者と加害者間の問題（＝一部の人の問題）と考えられていたことから、加害者はもちろんのこと、その加害者を労働者として雇っていた事業主への管理責任の問題（職場の力関係、職場環境の問題）も重大であると考えられるようになりました。つまり、セクシュアル・ハラスメントを「個人の問題（当事者だけの問題）」に還元してしまうことによって、職場における性差別の実態やそれによって派生する労働権の侵害が見えなくされてしまうことが懸念されます。職場にいる全ての人びとが、心身ともに安全かつ健康に労働できる環境整備の充実を働きかけることが、今後ますます重要になってくると思われます。

「女性に対する暴力」に目を向け、社会・文化的な背景を理解することは女性のみならず、さまざまな立場にある人びとの人権が大切である、という認識や理解の共有へと広がっていくものと考えられます。そしてそのような広がりや、「男女」という枠を越えた個々人の社会参画につながっていくのではないのでしょうか。

＜参 考＞

「女性に対する暴力」を強調する意義について

1993 年の国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」第 1 条において「女性に対する暴力」は、「性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるもの」と定義されています。「女性に対する暴力」には、経済力の差を生み出す雇用条件（子育てのため仕事をいったん辞めると再就職が難しいなど）や男性に寛容で女性に厳しい性の二重基準、男性を＜主＞、

女性を<従>とする固定的な性別役割分担など、社会や文化の中における男女の不平等な力関係が背景として存在します。それゆえ、被害者の多くは依然、女性であるという現状があるのです。ちなみに、内閣府のおこなった「配偶者暴力支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数」の集計によると、平成14年における女性からの相談の割合は99.6%であったのに対し、男性からのそれは0.4%でした。

本調査の「女性と人権」に関連した自由記述の中で「なぜ女性に限定するのか」「男性に対する女性からの暴力も存在する」という意見もよせられました。暴力は支配・被支配という力関係によって生じることが多く、<男性から男性へ>、<女性から男性へ>という暴力も確かに存在しています。しかしこれまで、上記のような男女の不平等な力関係から女性にふるわれる暴力を問題視する姿勢は、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」やDV防止法が成立されるまで残念ながら見られませんでした。ようやく「女性の人権」を問われるようになったことをふまえると、本調査があえて「女性と人権」「女性に対する暴力」と強調したことには十分な意義があったと思われる。

「女性に対する暴力」の表面化しづらい問題について

表面化しづらい状況の背景には、否認・矮小化、学習性無力感、同一化といった当事者女性の心理状態があると考えられます（『“解き放つ”ための支援に向けて』フェミニストカウンセリング東京 2002）。つまり、当事者女性は暴力を受けたという理不尽さをそのまま認識することが難しく、「相談するほどのことではないと思った」「自分さえ我慢すればこのままやっていける」とその事実を否認・矮小化し（ ）、逃げられない状況の中で繰り返し暴力を受けることによって「この場からは逃げられない」だから「相談しても無駄だ」と無力感が学習され、自分の決定や行動にも自信がもてなくなってしまうとされています（ ）。さらに、相手を怒らせないようにと気を使い続けることで自分を加害者と同一化させ、加害者の考えや感じ方が自分の考えや感じ方だと認識してしまう心理状況まで追い詰められてしまうとも言われています（ ）。本調査で「相談に行かなかった/行けなかった」女性が6割近くもいるということは、このような心理状況が当事者女性に影響しているものと考えられ、私的領域で暴力の被害にあっている女性をいち早く察知しサポートできるような周囲（医療現場や児童・児童相談所など）の「目」が、今後ますます重要になってくると思われる。

情報発信者のメディア・リテラシーについて

大量なメディア（文字、印刷物、ラジオ、テレビ、新聞、インターネットなど）と日々接することにより、それらから発信される情報やメッセージを、私たちは意識的・無意識的に受けとっています。メディアが私たちの思想や意識に大きく影響していると認識し、理解していくことはその読み手のみならず、送り手の側にも要求されることです。

町の情報資源を提供したり、啓発作業などに関わっていく際、製作する印刷物（パンフレットやチラシなど）の表現や表記に、十分配慮していかなければならないでしょう。例えば、性別役割分業を固定化してしまうようなイラストを使用するなど、特定の価値を押し付けてしまわないよう、意識していく努力が必要と思われる。